

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）				自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
			長さ		センチメートル
			幅		センチメートル
			高さ		センチメートル
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置		(変更前)			
上記の事項について届出をします。					
年 月 日					
警察署長 殿		〒 ()			
		住所			
		届出者	電話		
		氏名			

使用 権原	自己・他人・共有	連絡 先	氏名 電話	新規 代替	登録 番号 等	前車 現車
----------	----------	---------	----------	----------	---------------	----------

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載例

埼玉県警察本部

【保管場所届出書】の記載例

◎業として代書行為を行うことは行政書士以外は法律で禁止されています。

【※】印の欄は、空欄でも届出を受理しますが、記載に御協力ください。

特に型式及び車台番号の記載では、
○ 0 (ゼロ) と O (オー)
○ 1 (イチ) と L (エル)
○ 2 (ニ) と Z (ゼット)
等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

宛先 (提出先) は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

【※】保管場所の所有者が、
○申請者本人である場合 → 「自己」
○申請者以外である場合 → 「他人」
○申請者を含む複数人の共有である場合 → 「共有」
に○印を付けてください。

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。

※埼玉県では手数料の支払いは原則キャッシュレス決済となっております。

別記様式第2号 (第3条関係)

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
メーカー名	1 AB-CD 2	CD2-3456789	長さ 幅 高さ	登録・軽
自動車の使用の本拠の位置			3 4 0	センチメートル
自動車の保管場所の位置			1 4 8	センチメートル
さいたま市浦和区高砂○丁目○番○号			2 0 0	センチメートル
さいたま市浦和区高砂○丁目○番○号 ○○駐車場 NO. 2			(変更前)	
上記の事項について届出をします。				
令和○年 ○月 ○日				
〒 (000-0000)				
住所 さいたま市浦和区高砂○丁目○番○号				
電話 048-000-0000				
氏名 埼玉 花子 ※携帯電話も可				
使用権原	自己・他人・共有	連絡先	氏名 日本 太郎	電話 090-0000-0000
新規・代替		登録番号等	前車	現車

「自動車の大きさ」欄は、点線内に右詰めで記載してください。

郵便番号、住所、電話及び氏名は、できるだけ点線内に記載してください。

【※】届出に係る自動車を、届出に係る保管場所に
○新規又は追加で保管する場合 → 「新規」
○保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合 → 「代替」
に○印を付けてください。

【※】「代替」を選択した場合には、
○「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
○「現車」欄に、届出に係る自動車の登録番号又は車両番号を記載してください (「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください)。

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条 (第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。) の規定による届出 (以下「変更届出」という。) にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車 (届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。) に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき ((1) に該当する場合を除く。)
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。